

令和7年度

監査計画書

西胆振行政事務組合監査委員

令和 7 年度 西胆振行政事務組合監査計画

1 目 的

西胆振行政事務組合監査基準第 7 条に基づき、監査（検査及び審査を含む。）を効率的かつ効果的に実施するため、令和 7 年度の年間監査計画を次のとおり定める。

2 基本方針

監査に当たっては、住民の福祉の増進に寄与するとともに、最少の経費で最大の効果を上げているか、組織及び運営の合理化に努め、規模の適正化を図っているかについて留意する。

また、公正で合理的かつ能率的な行財政運営を確保するため、違法・不正の指摘にとどまらず、監査の指摘事項等に対する改善状況を的確に把握し、是正・改善の指導に努める。

3 監査の種別と方針

(1) 定期監査（地方自治法第199条第 4 項）

組合の財務に関する事務の執行及び組合の経営に係る事業の管理が法令等の規定に基づきコストの適正化が図られているか、費用に見合うだけの効果をあげているか、事業の目的を達成しているか、組織及び運営の合理化に努めているか等、経済性、効率性、有効性についても留意しながら、例月出納検査に合わせて随時必要な時に実施する。

(2) 行政監査（地方自治法第199条第 2 項）

組合の事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、また、法令等の定めるところに従って適正に行われているかを主眼として必要に応じ実施する。

(3) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第 7 項）

組合が補助金、交付金、負担金、貸付金その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）を行っている団体等の事務執行状況を対象として実施する。併せて、所管課の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかについても留意して実施する。

① 補助金等交付団体

西胆振行政事務組合が補助金等を交付している団体について、その事業が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか、また、目的を達成しているかを主眼として実施する。

(4) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

各会計の現金の出納について、毎月の計数が適正であるかを関係諸帳簿と照合するとともに、必要に応じて現金保管状況等を確認する。併せて、組合の財政収支の動態を主として計数面より把握し、各種監査の効率的な執行に活用する。

(5) 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

各会計決算審査は、決算計数が適正なものとなっているか確認・分析するとともに、予算の執行、資金運用及び財産管理の状況について審査し、意見を付すものとする。

なお、審査に当たっては、事業が適正かつ効果的に実施されているかを主眼として実施する。

(6) 基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況調書等の計数が適正なものとなっているかを確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って、適正かつ効率的に行われているかを主眼として審査する。

4 概況聴取、結果報告及び公表

(1) 概況聴取

監査過程における指摘及び聴取事項についての概況聴取は、関係部長及び課長等の出席を求めて行う。

(2) 結果報告

各種監査等に関する報告等については、監査基準第14条による。

(3) 公表

公表は、結果報告と同時に西胆振行政事務組合のホームページに登載して広く市民及び町民の閲覧に供する。

監査結果に基づく措置状況についても同様に公表する。

5 監査の実施時期

監査の実施時期は、別紙「令和7年度監査日程表」のとおりとする。

6 その他

本計画に定める監査のほか、本年度において新たに監査を実施する必要性が生じた場合は、本監査計画を一部変更し、別途、個別の実施計画を定めるものとする。

区 分	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬			
1 定期監査 (地方自治法第199条第4項)	資料依頼(通年必要な時に依頼) 【審査】(通年を通じて随時審査) 意見書提出(通年必要な時に提出)																																			
2 行政監査 (法第199条第2項)	← (必 要 に 応 じ 実 施 す る) →																																			
3 決算審査 ◇一般会計 (地方自治法第233条第2項) ◇基金運用状況 (地方自治法第241条第5項)																																				
4 財政援助団体等監査 (地方自治法第199条第7項)																																				
5 例月出納検査 (地方自治法第235条の2第1項)	4月25日 (金)			6月25日 (水)			8月25日 (月)			10月24日 (金)			12月25日 (木)			2月25日 (水)																				

※財政支援団体等監査については、洞爺湖・豊浦消防団連絡協議会を実施する。